

第40期 株主通信 (平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)

株主の皆様へ

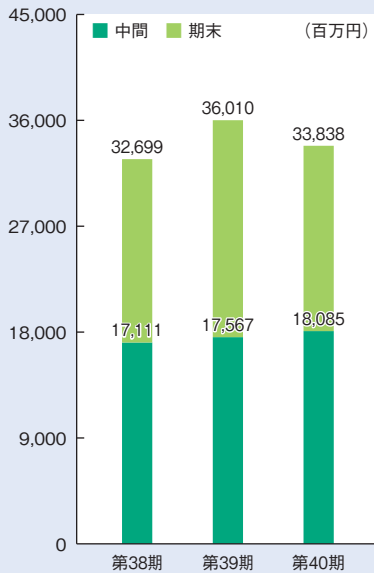
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 ミタチ産業グループは、中国やアジア新興国などの成長鈍化などの影響や、アミューズメント市場の予想を上回る不況により、第40期業績は、残念ながら目標を達成することができませんでした。しかし、次なるビジネスへのチャレンジを重要な成長戦略の一つとしており、今後の事業拡大を図り、一つ一つ丁寧に種を蒔き、お客様から魅力を感じていただけるサービスを絶えず探求してまいります。
 また、当期の期末配当につきましては、1株当たり13円の配当を実施することを決定いたしました。中間配当金と合わせ、1株当たりの年間配当金26円をお出しすることができました。ミタチ産業グループ一丸となって、「お客様の困っていることを解決しよう」という熱意をもって、お客様の満足を追求め、当社グループのさらなる伸展に向けて、絶え間ない変革を図ってまいります。
 株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



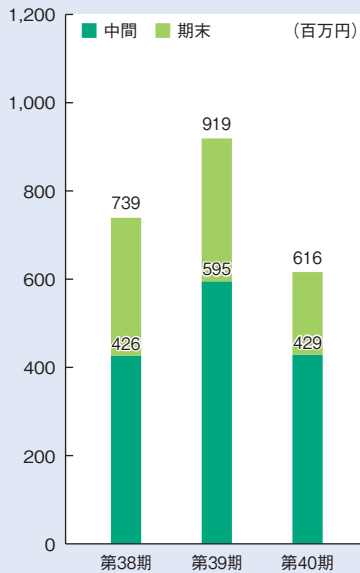
代表取締役社長 橋 和博

業績ハイライト

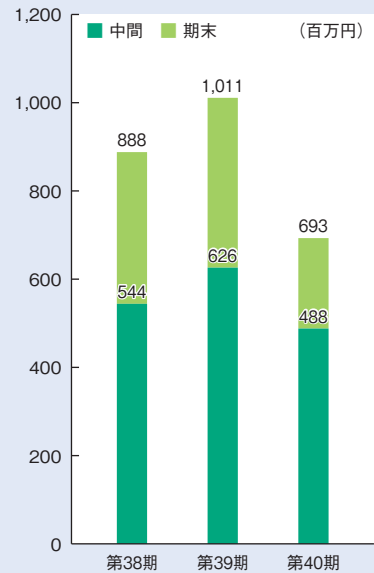
売上高



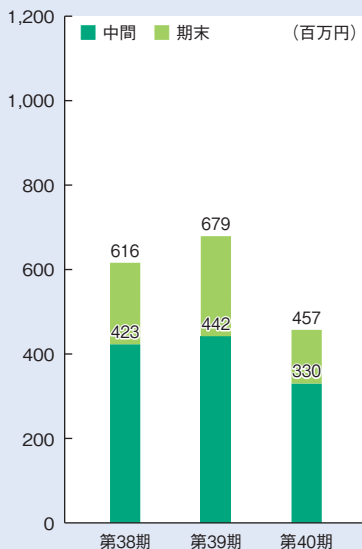
営業利益



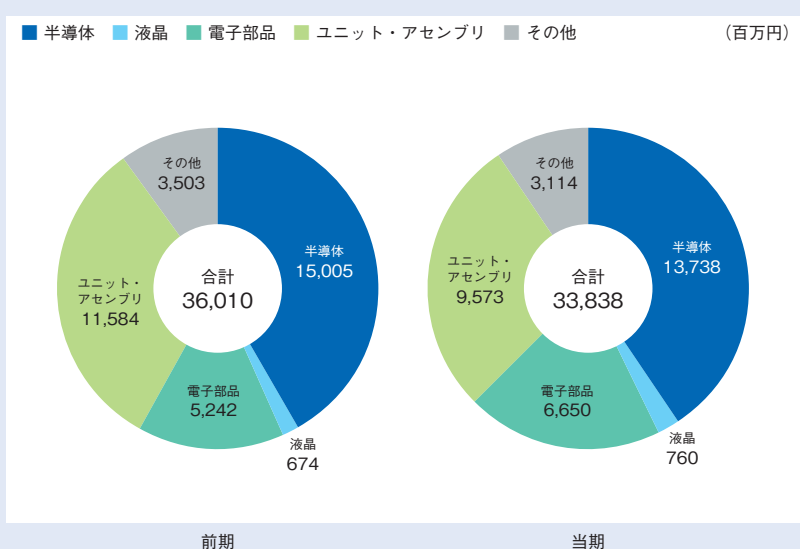
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



品目別売上高



会社概要

●会社の状況（平成28年5月31日現在）

会社名 ミタチ産業株式会社
本社所在地 名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号
設立年月日 昭和51年7月2日
資本金 5億2,160万円
従業員数 397名（連結）
130名（単体）

取締役及び監査役（平成28年5月31日現在）

代表取締役会長 橘 至 朗
代表取締役社長 橘 和 博
専務取締役 井 上 銀 二
常務取締役 奥 村 浩 文
常務取締役 大 島 卓 也
取締役 川 原 康 夫
社外取締役 中 浜 明 光
常勤監査役 牧 野 賢 一
社外監査役 伊 藤 嘉 量
社外監査役 松 岡 正 明

●株式の状況（平成28年5月31日現在）

発行可能株式総数 16,000,000株
発行済株式の総数 7,350,000株
株主数 3,706名
大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 J U	1,844,800	25.10
橘 至 朗	316,700	4.31
ミタチ産業従業員持株会	222,859	3.03
井 上 銀 二	220,000	2.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000	2.72
井 上 佐 恵 子	180,000	2.45
野 中 光 夫	110,000	1.50
株 式 会 社 光 波	102,000	1.39
橘 篤 敬	100,000	1.36
株式会社名古屋銀行	100,000	1.36
口 - ム 株 式 会 社	100,000	1.36
株式会社大垣共立銀行	100,000	1.36

(注) 持株比率は自己株式（533株）を控除して計算しております。

株主メモ

事業年度 毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会 毎年8月
基準日 定時株主総会の基準日 毎年5月31日
期末配当の基準日 毎年5月31日
なお、中間配当を実施するときの基準日は11月30日です。
その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
(電話照会先) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
単元株式数 100株
証券コード 3321
上場金融商品取引所 東京証券取引所市場第一部、
名古屋証券取引所市場第一部
公告方法 電子公告を当社ホームページにて行います。
やむを得ない事由による場合は日本経済新聞に掲載し、公告いたします。
公告掲載アドレス
(<http://www.mitachi.co.jp/ir/ir-official.htm>)

・住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

・「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書類としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付書類につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

*確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。